

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和元年9月1日～令和3年8月31日までの2年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和元年10月～ 社員の年次休暇取得状況の把握
- 令和2年度～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標2：若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、
適正な募集・採用機会を確保する。

<対策>

- 令和元年10月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成2年度～ 関係行政機関、学校との連携
インターンシップの受け入れ開始

目標3：社員の福利厚生に向けた地域企業との各種取決めの実現

<対策>

- 令和元年10月～ 社内アンケート等による情報収集
- 令和2年度～ 施策の導入、社内メールなどによる労働者への周知

目標4：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、
制度の周知や相談体制の整備を図る。

<対策>

- 令和元年10月～ 就業規則の周知及び相談体制の整備

目標5：育児休業、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和元年10月～ パンフレット及び社内メール等による労働者への周知